

(様式2)

「第4次京丹後市障害者計画」の概要(案)

1 趣旨

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市の課題や地域の特性を踏まえながら、障害者のための基本的な考え方と施策に関する計画とします。また、第7期障害福祉計画と一体的に策定するものです。

2 計画の理念について

「地域の中で共に生きる障害者福祉の充実」

障害のあるなしにかかわらず地域社会の中で、障害のある人ない人が共に生活できる社会が普通であるという「ノーマライゼーション」と、障害があってもライフステージのすべての段階において、障害に応じた自立した生活を営むことができるように支援する「リハビリテーション」の理念、さらに平成18年国際連合総会において採択された「障害者権利条約」の基本指針のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、誰もが障害による不便さを自分のこととして意識し、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め尊重し、役割と責任をもって地域社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策を推進するため「第4次京丹後市障害者計画」を策定するものです。

3 計画の視点について

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 社会のバリアフリー化の推進
- (3) 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開
- (4) 総合的かつ効果的な施策の推進
- (5) 市民参加と協働の推進

4 施策の基本方向並びに施策の取り組みについて (新規に追加した取り組み)

- (1) 広報・啓発活動 ⇒ ■広報・啓発活動の充実
■福祉教育の推進
■交流活動の促進
- (2) 生活支援 ⇒ ■障害福祉サービスなどの充実 → ヤングケアラーへの支援
■健康・医療体制の充実
■権利擁護の推進
■地域福祉活動の推進
- (3) 療育・教育 ⇒ ■障害の早期発見・対応
■就学前療育・保育の充実
■障害のある子どもの教育の充実
- (4) 雇用・就労 ⇒ ■障害のある人の雇用の場の拡大
■総合的な支援・施策の推進
- (5) 生活環境 ⇒ ■ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進

(様式2)

- 防災・防犯への対応
- (5) 生きがい・社会参加支援 ⇒ ■文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - 読書バリアフリーの推進
- 社会参加を促す支援の充実
 - (移動、コミュニケーション、情報取得)
 - 情報アクセシビリティの向上・意志疎通支援の充実

5 計画の期間について

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

6 施行期日について

令和6年4月1日から施行します。